

すまいる住宅入居資格認定者配付用

文京区住まいの協力店の皆様へ

1 はじめに

この説明書は、「すまいる住宅」への入居資格を区が認定した高齢者、障害者、ひとり親世帯※の方へお渡ししています。

住まいの協力店の皆様におかれましては、資格認定を受けた方への住宅のあっせんにご協力をお願いします。

※離婚が成立する前であっても、書面にて離婚手続きの着手を証明できる方を含みます。

2 すまいる住宅における区の支援

「すまいる住宅入居資格認定者」が「すまいる住宅」へ入居した場合、区が以下の支援を行います。

(1)家主謝礼(月額1～2万円)

(2)見守り体制

- ① 電球による毎日の見守り
- ② 緊急通報装置設置による週1回の見守りと緊急時の対応
- ③ ライフサポートアドバイザー(福祉の専門家)による生活相談(随時)

※見守りは、原則高齢者世帯全員に提供します。提供不要等の事情がありましたら、契約前に区へお問い合わせください。

(3)費用補償(電球による見守りを受ける住戸のみ)

住居内死亡時の原状回復費用・遺品整理費用を50万円まで補償します。

※ご紹介いただく物件が「すまいる住宅」として登録されていない場合、登録要件を満たしているか確認しますので、至急区へお問い合わせください。

3 住宅あっせん後の流れ

「すまいる住宅入居認定者」に対して区内の民間賃貸住宅(すまいる住宅以外も含みます。)をあっせんした場合には、区へご報告をお願いします。



すまいる住宅登録事業



文京区福祉政策課福祉住宅係

03(5803)1220

令和6年4月作成